

## 1. 納税義務

(原則) 1年間にもらった財産の合計額が **110万円**を超える場合、贈与税を納める必要があります。

(例外) 父母や祖父母からもらった財産の合計額が **2,500万円**を超える際に所定手続きを経て、贈与税を納めることが必要となります。 ※相続時精算課税といいます。

(この場合、受け取った財産は将来相続する財産に含まれることになります。)

## 2. 税率

### 原則 -1

| 課税価格 (*1)        | 税率  | 税金から控除 |
|------------------|-----|--------|
| 200万円以下(*2)      | 10% | ---    |
| 200万円超~300万円以下 i | 15% | 10万円   |
| 300万円超~400万円以下   | 20% | 25万円   |
| 400万円超~600万円以下   | 30% | 65万円   |
| 600万円超~1000万円以下  | 40% | 125万円  |
| 1000万円超~1500万円以下 | 45% | 175万円  |
| 1500万円超~3000万円以下 | 50% | 250万円  |
| 3000万円超          | 55% | 400万円  |

\*注1 110万円控除された後の金額。

\*注2 200万円を含む。

### 原則 -2 (親または祖父母からの贈与の場合)

| 課税価格 (*1)        | 税率  | 税金から控除 |
|------------------|-----|--------|
| 200万円以下(*2)      | 10% | ---    |
| 200万円超~400万円以下   | 15% | 10万円   |
| 400万円超~600万円 n   | 20% | 30万円   |
| 600万円超~1000万円以下  | 30% | 90万円   |
| 1000万円超~1500万円以下 | 40% | 190万円  |
| 1500万円超~3000万円以下 | 45% | 265万円  |
| 3000万円超~4500万円以下 | 50% | 415万円  |
| 4500万円超          | 55% | 640万円  |

### 例外 (相続時精算課税)

| 課税価格       | 税率  |
|------------|-----|
| 2,500万円控除後 | 20% |

注) 本例外は、以下の場合のみ適用されます。

- ・ 受取人が成人であること。
- ・ 贈与者が60歳以上、かつ、受取人の父母または祖父母であること。
- ・ 所定の申請書を期限内に税務署に提出した場合。

## 3. 控除と税額控除

控除・税額控除には、様々な規則があります。

- ・ 配偶者から居住用家屋や居住用家屋の購入資金を受け取った場合。  
(婚姻期間が20年以上であること。)
- ・ 親や祖父母から生計を一にするための住宅を取得した場合。  
(受取人が成人していること、かつ、いくつかの条件を満たすことが必要。)
- ・ 両親や祖父母から教育費をもらった場合。  
(30歳未満であること)